

中野区乳児等通園支援事業認可等事務取扱基準

令和8年6月1日

8中子保第748号

子ども教育部保育園・幼稚園課

第1 目的

この事務取扱基準制定の趣旨は、中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)、その他法令の定めるところのほか、中野区内において条例に規定される乳児等通園支援事業について、児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「福祉法」という。）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号、以下「支援法」という。）第54条の2第1項及び第2項に準ずる事業の認可及びその変更等並びに確認及び確認の変更等に関し、遵守すべき手続等を定めることにより、事務処理の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この基準における用語の定義は、福祉法及び支援法その他関係法令並びに条例において使用する用語の例による。

第3 事業の基本的要件

1 事業を実施する施設の所在地

中野区内とする。

2 事業実施者

乳児等通園支援事業を実施することができる者は、社会福祉法人その他多様な主体とする。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。なお、事業実施者においては、事業にあたる職員のみならず、役員や本部職員等、広く乳児等通園支援事業に係る研修を受講することが望ましい。

- (1) 財務内容が適正であって、直近の会計期間において、当該経営主体の全体の財務内容について、債務超過（負債が資産を上回っている状況）となっておらず、3年連続して損失を計上していないこと。
- (2) 不動産の貸与を受けている場合、乳児等通園支援事業に係る1年間分の土地建物賃借料を支払い得る財源を普通預金、当座預金等により有していること。
- (3) 社会福祉法人及び学校法人以外の者が実施する場合においては、「乳児等通園支援事業の認可等について」（令和7年2月26日こ成保発第154号、以下「第154号通知」という。）第1の2（2）及び

(3) の事項に適合していること。

3 利用定員

乳児等通園支援事業の利用定員は、条例に定める基準を満たす範囲で、区と協議のうえ事業実施者が設定できるものとする。

4 施設、設備

乳児等通園支援事業を実施する施設の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、その他関係法令の定めるところに従うほか、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、条例に定めるもの及び下記の基準による設備を有し、適切に運営すること。また、「中野区保育所設備・運営基準解説」を参考にし、保育所の基準に極力適合させること。

(1) 一般型乳児等通園支援事業

一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下、「一般型乳児等通園支援事業所」とする。)は、次に掲げる要件を満たすものとして中野区長が適当と認める場所を実施すること。

ア 基準設備・面積等

区分	要件
乳児室又はほふく室	条例第21条第2号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
保育室又は遊戯室	条例第21条第5号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
調理設備（食事の提供を行う場合）	利用乳幼児が簡単に立ち入ることがないように、乳児室又はほふく室並びに保育室又は遊戯室と区画されていること。利用定員に見合う面積、設備を有すること。
便所	便所専用の手洗設備を設けるとともに、乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室並びに調理設備又は調理室と区画されており、かつ利用乳幼児が安全に使用できるものであること。また、利用定員に見合う設備及び面積を有していること。

イ 非常口は、火災等の非常時に利用乳幼児の避難に有効な位置に2か所2方向設置すること。

ウ 設置主体は、「乳児等通園支援事業における室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき、室内化学物質を測定するとともに必要な対策を講じ、安全性が確認された後に事業を開始すること。た

だし、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等を行う事業所（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）において乳児等通園支援事業を実施する場合で、かつ当該事業所の開設時に備品設置後測定し、その後室内環境に影響を及ぼす改修工事や備品設置等を行っていない場合には、この限りではない。

エ 乳児等通園支援を行う専用の部屋や乳児室又はほふく室並びに保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）がある建物は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

（ア） 建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）により建築された建物

（イ） 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては I_s 値 0.7 以上かつ、 q 値 1.0 以上若しくは C_{tuSd} 値 0.3 以上、木造の建築物にあっては I_w 値が 1.1 以上であることが確認された建築物

オ 条例第 15 条の規定により、利用乳幼児に対する食事の提供を行う場合には、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（令和 7 年 2 月 12 日付こ成保発第 133 号こども家庭庁成育局長通知）の第 2 の 5 に定めるところによること。

カ 保育室等を 2 階に設ける建物は次の（ア）、（イ）及び（カ）に掲げる要件に該当するものであり、保育室等を 3 階以上の階に設ける建物は次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

（ア） 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

（イ） 保育室等が設けられている次の表左欄に掲げる階に応じ、同表中欄に定める区分ごとに同表右欄に定める施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	屋内階段 屋外階段

	避難用	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 待避上有効なバルコニー 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段
3 階	常用	建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段
4 階以上の階	常用	建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第 1 項の場合は、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。) 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

(ウ) (イ)に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(エ) 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

a スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

b 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(オ) 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(カ) 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(キ) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(ク) 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業

余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下、「余裕活用型乳児等通園支援事業所」とする。)の設備の基準は、(1)の各号に掲げる要件を満たしたうえで、次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

ア 保育所 中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和3年12月15日条例第35号）（保育所に係るものに限る）

イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 中野区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和3年12月15日条例第40号）

ウ 幼保連携型認定こども園 中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和３年１２月１５日条例第３９号）

エ 家庭的保育事業等を行う事業所 中野区家庭的保育事業者等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年１０月２１日条例第３１号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

５ 職員

（１） 職員配置基準

ア 一般型乳児等通園支援事業

一般型乳児等通園支援事業所にあつては、条例に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を配置するほか、以下の要件を満たすこと。

（ア） 乳児等通園支援従事者の数は、施設の開所時間中は、乳幼児の人数に応じて、規定する配置基準により算定した以上の人数を配置すること。ただし、算定した必要配置乳児等通園支援従事者数が１名であった場合についても、２名以上の配置とすること。また、乳児等通園支援従事者の６割（必要な乳児等通園支援従事者が２名の場合は１名）以上は保育士であること。

（計算式）

年齢別に、子どもの数を配置基準で除して小数点以下第１位まで求め（小数点第２位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入した数。

$$\{ \text{乳児数} \times 1/3 \text{（小数点第２位以下切捨て）} \} + \{ 1、2 \text{歳児数} \times 1/6 \text{（小数点第１位まで計算（〃））} \} + \{ 3 \text{歳児数} \times 1/15 \text{（〃）} \} + \{ 4、5 \text{歳児数} \times 1/25 \text{（〃）} \} = \text{必要乳児等通園支援従事者数（小数点第１位を四捨五入）}$$

（イ） 一般型乳児等通園支援事業に専従する乳児等通園支援従事者を１人とする場合は、次の条件のいずれかを満たすこと。

a 一般型乳児等通園支援事業所と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）が一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、一般型乳児等通園支援事業に専従する乳児等通園支援従事者が保育士であるとき。

b 一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(ウ) 乳児等通園支援従事者のうち保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

a 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の専門研修

※ 令和9年3月31日までの間に「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者（以下「経過措置対象者」という。）については、「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の専門研修を修了していない場合であっても、一般型乳児等通園支援事業所において乳児等通園支援に従事することができること。この場合において、当該一般型乳児等通園支援事業所において乳児等通園支援に従事する経過措置対象者を雇用する事業主又は当該一般型乳児等通園支援事業所の管理者等（以下「事業主等」という。）は、経過措置対象者が乳児等通園支援に従事するに当たり十分に乳児等通園支援事業を理解しているかについて、研修調査研究において作成された「習熟度チェックリスト（確認テスト）」等を活用して確認するとともに、必要に応じて、関連する研修動画を視聴させる等の措置を講じること。

具体的には、経過措置対象者を乳児等通園支援に従事させる事業主等は、次の1及び2の措置を実施すること。

1 当該経過措置対象者が令和8年4月1日以後に初めて乳児等通園支援に従事した日から3か月を経過する日までに、「習熟度チェックリスト（確認テスト）」等を活用し、当該経過措置対象者の乳児等通園支援事業に関する理解度を確認すること。

2 1により確認した結果、当該経過措置対象者について、乳児等通園支援事業に関する理解が不足している等と認められる場合には、令和9年3月31日までの間に、「習熟度チェックリ

スト（確認テスト）」の正解に至らなかった問に関連する研修動画を視聴させる等の必要な措置を講じること。

また、事業主等は、1 及び 2 の措置が実施された日について、確実に記録すること。

- b 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成 21 年 10 月 30 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

余裕活用型乳児等通園支援事業所の職員の基準は、次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（ア） 保育所 中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和 3 年 12 月 15 日条例第 35 号）（保育所に係るものに限る）

（イ） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 中野区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和 3 年 12 月 15 日条例第 40 号）

（ウ） 幼保連携型認定こども園 中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和 3 年 12 月 15 日条例第 39 号）

（エ） 家庭的保育事業等を行う事業所 中野区家庭的保育事業者等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 10 月 21 日条例第 31 号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（2） 障害児を受け入れる場合の体制の確保

障害児を受け入れる場合においては、当該障害児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこと。

（3） 医療的ケア児を受け入れる場合の職員配置

医療的ケア児を受け入れる場合においては、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）や喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 11 条第 2 項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した認定特定行為従事者である乳児等通園支援従事者など、医療的ケアに従事する職員を配置すること。

なお、一般型乳児等通園支援事業において、当該子どもの居宅に訪問して実施する場合については、乳児等通園支援従事者に加え、認定特定行為業務従事者又は看護師等、当該こどもの医療的ケアに従事す

る職員を配置すること。ただし、乳児等通園支援従事者が認定特定行為業務従事者若しくは看護師等であるなど、当該こどもの医療的ケアを実施する場合、1名のみの配置でも可能とする。

第4 設置認可の手続

1 乳児等通園支援事業の認可の手続

乳児等通園支援事業の認可を受けようとする設置主体は、福祉法第34条の15第2項の規定に準じ、以下のとおり申請の手続を行うこと。また、設置主体は認可の審査に必要な書類の提出について、区の指示に従うこと。なお、本基準に基づく認可申請の手続を行う前に、別に定めるところにより、乳児等通園支援事業の開始に係る提案等について、区に事前協議を行うこと。

事前協議により区の同意を得た申請者は、福祉法第34条の15第2項の規定に準じ、乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、区が指定する日までに、区長へ提出すること。ただし、既に福祉法の規定に基づく認可又は支援法の規定に基づく確認において中野区が把握している事項のうち、以前に提出した内容と同一であり、かつ中野区が改めての提出が不要と認めた書類に限り、提出を省略できるものとする。なお、提出を省略できる書類については別に定めるものとする。

（1） 職員関係

ア 職員の構成（第2号様式）

イ 基準職員（第3の5の（1）で規定された職員をいう。以下同じ。）及び基準職員以外の保育従事者職員全員の履歴書の写し

ウ 基準職員及び基準職員以外の保育従事者職員全員の、保育士にあっては保育士登録証、その他職員にあっては条例及び当該基準に定める研修を修了する旨を証する書類の写し

エ 基準職員及び基準職員以外の保育従事者職員全員の所定労働時間等の明記された雇用通知書（控）の写し。なお、雇用契約時、勤務場所が乳児等通園支援事業所と異なる場合は、雇用契約書と併せて発令通知書（当該事業所に配属されたことを示すもの）の写し

オ 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には、調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供をする場合には外部搬入に係る契約書の写し

（2） 建物、その他の設備関係

ア 事業概要（第3号様式）

イ 施設の案内図（最寄駅からの経路等、周辺環境が分かるもの）

- ウ 施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの）
- エ 施設の平面図（有効面積が分かるもの）
- オ 乳児等通園支援事業所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等の非常時に利用乳幼児の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることがわかるもの。）
- カ 土地の実測図（土地又は建物が自己所有の場合）
- キ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出すること。（既存建築物の場合）
 - 検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の（ア）から（ウ）のいずれかを提出すること。
 - （ア） 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書
 - （イ） 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
 - （ウ） 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書
- ク 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による、条例第21条を満たしていることを証する書類
- ケ 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し
- コ 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第56条の2に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し
- サ 「乳児等通園支援事業所における室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること）
- シ 土地及び建物の登記事項証明書。（土地又は建物が自己所有の場合）ただし、申請時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること。
- ス 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び、国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）により実施していることを証する書面（土地・建物が自己所有でない場合）

- セ 第3の4(1)エ(イ)に規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる書類。
- ソ 建築基準法(昭和25年法律第201号)における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)導入前に建築された建築物の場合、新耐震基準による診断で安全が確認された建築物であることを示す書類
- (3) 乳児等通園支援事業の運営方針等
 - ア 運営規程(条例第16条に定める重要事項に関する規定及び条例第19条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの)
 - イ 就業規則(給与規程等を含む)
 - ウ 重要事項説明書等(利用者及び利用を検討している者に配付するものであって、条例第16条に定める重要事項に関する規定及び条例第19条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの)
 - エ 利用乳幼児に関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し
- (4) 設置主体関係
 - 社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社にあっては次のアからコまで及びシに掲げる書類、社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社以外の者にあってはアからスまでに掲げる書類
 - ア 設置者の代表者の履歴書
 - イ 法人の登記事項証明書
 - ウ 法人の定款又は寄附行為の写し
 - エ 印鑑証明書
 - オ 誓約書(兼役員等名簿)(第4号様式)
 - カ 設置に係る資金計画書
 - キ 当該乳児等通園支援事業の今後5年間の収支予算書(当該事業所を開設するに当たって借入等を行う場合は返済額についても記載すること)
 - ク 直近3年間の決算報告書(監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの)
 - ケ 設置者全体の今後5年間の収支(損益)予算書
 - コ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済(償還)計画書
 - サ 申請者が新規に設立された法人である場合にあっては、設立時の開始貸借対照表及び仮決算書

- シ 預貯金の残高証明書（認可申請書の提出期限の2か月前以降の時点の残高のもの、複数の金融機関の残高証明書を提出する場合、すべて同一日であること）
- ス 納税証明書（国税通則法（昭和37年法律第66号）第123条に規定するもの。認可申請書の提出期限の1か月前以降に発行したもの）
 - （ア） 納税額、未納税額等の証明書（申請者が個人の場合は、所得税、申請者が法人の場合は法人税に係るもの）
 - （イ） 所得金額の証明書（申請者が個人の場合は申告所得税に係る所得金額、申請者が法人の場合は法人税に係る所得金額）
 - （ウ） 滞納処分を受けたことがないことの証明書
- ※（ア）及び（イ）の期間は、基準第4の1の（4）のクに定める直近3年間の決算報告書のうち、最も直近の会計期間と同期間のもの
- （ウ）の期間は、発行日前日の3か年前から発行日前日までのもの
- （5） その他
その他区長が必要と認めるもの

第5 内容変更の手続

1 事業の内容変更の手続

名称、建物その他設備の規模、構造、配置や、利用定員等の運営方法、使用区分、園舎敷地の使用に係る権利関係、代表者等を変更しようとする設置主体は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の36第3項及び第4項の規定に準じ、乳児等通園支援事業変更届出書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、変更しようとする20日前までに中野区長へ提出すること。ただし、改築、増築、大規模改修を行う場合は、事前（基本計画の段階等）に協議すること。

- （1） 名称の変更
区長が必要と認めるもの
- （2） 種類の変更
区長が必要と認めるもの
- （3） 所在地（住所）表示の変更
区から発行される住居表示変更の通知
- （4） 設置者の名称の変更
印鑑証明書（事後提出で可）
- （5） 設置者の代表者の変更
ア 印鑑証明書（事後提出で可）

イ 履歴書

- (6) 設置者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更
印鑑証明書（事後提出で可）
- (7) 土地、建物の規模構造及び使用区分（保育室等の設置位置等）並びに乳児等通園支援事業所敷地の使用に係る権利関係の変更
 - ア 建物・土地の状況（第6号様式）
 - イ 変更前後の施設の案内図（事業所の所在地、最寄駅からの経路等、周辺環境が分かるもの）
 - ウ 変更前後の施設の配置図
 - エ 変更前後の施設の平面図
 - オ 施設内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの）
 - カ 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（建物の規模構造に変更がある場合に限る）
 - キ 次に掲げる書類
 - (ア) 乳児等通園支援事業所の建物建築時の建築確認申請書、確認済証の写し（建築基準法関係法令に適合し、かつ構造計算適合性判定が必要な建築物については構造計算適合性判定がなされ、適切に設計されていることが確認できるもの）及び検査済証の写し（確認申請どおりに工事が行われていることが確認できるもの）。ただし、検査済証を紛失している場合は、検査済証に代えて台帳記載事項証明書の写しに代えられるものとする。
 - (イ) 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し。乳児等通園支援事業所使用延床面積が200㎡を超えない等により建築確認申請が必要ない場合は、建築基準法に基づく保育所用途に適合していることを一級建築士が証する書面があること。
 - ク 一般型乳児等通園支援事業所の保育室等を2階以上に新たに設置する場合は、一級建築士による、条例第21条の基準を満たしていることを証する書類
 - ケ 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、申請時に登記がなされていない場合には、区長が指定する日までに提出すること（自己所有物件で土地、建物の規模構造に変更がある場合（移転を含む）に限る）。
 - コ 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び、国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）により実施していることを証する書面（土地・建物が自己所有でない場合）

サ 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第56条の2に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し（移転や工事を伴う建物の変更により届出を行う必要がある場合）

シ 「乳児等通園支援事業所」における室内化学物質対策実施基準（別紙1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。移転や壁紙の張替え等の室内環境に影響を及ぼす工事を行う場合に限る。）

ス 第3の4（1）エ（イ）に規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる書類。

セ 建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入前に建築された建築物の場合、新耐震基準による診断で安全が確認された建築物であることを示す書類

（8） 利用定員又は年齢区分の変更

ア 職員の構成（第2号様式）

イ 事業概要（第3号様式）（施設の名称、利用定員、保育室等の面積のみ記載すること）

（9） 経営の責任者又は実務を担当する幹部職員の変更

ア 実務を担当する幹部職員の履歴書

イ 第154号通知の第1の2の（2）に定める実務を担当する幹部職員の要件を満たすことを証する書面（保育士証の写し、勤務証明書等）

ウ 事業概要（第2号様式）（乳児等通園支援事業所の名称及び該当する項目のみ記載すること）

（10） 調理業務に関する変更

ア 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合及び委託先を変更する場合）

イ 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合及び外部搬入先を変更する場合）

第6 廃止・休止・確認辞退の手続

事業の廃止・休止については、事業の公共性から社会的に多大な影響を及ぼすため、設置者は、廃止、休止又は確認辞退をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、中野区の指示に従った方法により協議すること。また、休止とは原則として1年を超えない期間停止することである。

なお、中野区の補助を受けて開始した事業を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって中野区長に協議しなければならない。

乳児等通園支援事業を廃止、休止又は確認の辞退をしようとする設置主体は、福祉法第34条の15第7項及び支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定に準じ、乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（第7号様式）にその他区長が必要と認める書類を添付し、原則承認を得ようとする3か月前までに中野区長へ提出すること。

第7 再開

乳児等通園支援事業の再開については、設置者は、再開をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、区と協議すること。

第6の規定により、休止を承認された民間乳児等通園支援事業を再開しようとする設置主体は、再開承認申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付し、区が指定する日までに区に提出しなければならない。なお、設置主体は再開日に、区へ再開する旨連絡すること。

- 1 職員の構成（第2号様式）
- 2 その他区長が必要と認めるもの

第8 認可書・不認可書・承認書の交付

中野区長は、福祉法第34条の15第2項の規定に準じ、乳児等通園支援事業の認可をしたときは、乳児等通園支援事業認可書（第9号様式）により当該認可の申請をしたものに通知し、認可をしないときは乳児等通園支援事業不認可書（第10号様式）により通知するものとする。

また、福祉法第34条の15第7項の規定に準じ、乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認をしたときは、乳児等通園支援事業廃止・休止承認書（第11号様式）により当該承認の申請をしたものに通知する。

第9 特定乳児等通園支援事業の確認申請の手続

特定乳児等通園支援事業の確認を受けようとする設置主体は、支援法第54条の2第2項の規定に準じ、乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第1号様式）又は特定乳児等通園支援事業者

確認申請書（第 12 号様式）に次に掲げる書類を添付し、区が指定する日までに、中野区長へ提出すること。ただし、既に福祉法の規定に基づく認可又は子ども支援法の規定に基づく確認において中野区が把握している事項のうち、以前に提出した内容と同一であり、かつ中野区が改めての提出が不要と認めた書類に限り、提出を省略できるものとする。なお、提出を省略できる書類については別に定めるものとする。

- 1 特定乳児等通園支援事業申請者・運営概要（第 13 号様式）
- 2 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費に係る加算適用申請書（第 14 号様式）
- 3 その他区長が必要と認めるもの

第 10 特定乳児等通園支援事業の確認変更申請の手続

第 5 で規定される内容に変更があり、届け出る際には、併せて支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 44 条及び第 47 条の規定に準じ、特定乳児等通園支援事業申請者・運営概要（第 13 号様式）及び次に掲げる書類を添付し、中野区長へ提出すること。

- 1 利用定員の増加
特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（第 15 号様式）
- 2 利用定員の減少
特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（第 16 号様式）
- 3 利用定員の変更以外
 - （1） 特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（第 17 号様式）
 - （2） その他区長が必要と認めるもの

附則

この基準は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。